

特別警報発令時の対応について

名古屋地方気象台から、名古屋市・尾張西部の市町村に、暴風または大雨特別警報（以下特別警報とする）が発令された場合の対応は次のとおりである。（名古屋市・尾張西部以外に居住の生徒は、自宅地域に特別警報が発令された場合は、登校しなくてよい。ただしその旨学校に連絡する。）

1 登校以前に特別警報が発令された場合

- (1) 授業を行わず、休業とする。
- (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合でも、休業とする。

2 登校中に特別警報が発令された場合

- (1) 特別警報発令を途中で知った場合、原則として自宅へ戻る。
- (2) 登校したほうが安全と判断される場合は、登校して学校で待機する。

3 登校後に特別警報が発令された場合

- (1) 即時授業を中止するとともに生徒の生命・安全確保に努める。
- (2) 校内外の状況を判断し、校内に留め置きをし、家庭との連絡を速やかにとる。
 - ア 家庭と連絡がとれて、自力での帰宅が可能な生徒は、速やかに帰宅させる。
 - イ 保護者等の迎えが可能な生徒は、保護者等に引き渡す。
 - ウ ア・イ以外の生徒は、保護者と連絡を密にとりながら校内に留め置き安全確保に努める。

4 校内に留め置いた状態で特別警報が解除された場合

- (1) 災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

5 特別警報解除後の授業の再開について

- (1) 解除後の授業の再開日時については、学校から「絆ネット」・電話等で連絡する。
（この場合でも通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、その旨学校に連絡をし、登校しなくてよい。）